

会員規約

特定非営利活動法人 日本テクニカルデザイナーズネットワーク協会（JTDNA）

- 当協会により資格認定された会員は、所定の手続きを経てJTDNA 正会員として登録されます。
- 会員はいかなる場合も本規約を遵守しなくてはなりません。もし下記事項に反し、他者に不利益が発生することが予見・判明し、本人の無過失証明が得られない場合、会員資格を消失することもあります。
- この内容は予告無く変更改定することがあります。なお、最新情報は当協会ホームページに開示します。

1. 当協会に関連する全ての帳票書類や会員データ、制作データ等の基本的事項

- (1) 会員期間は認定日から1年間とします。
- (2) 個人情報の扱いについては、別途協会が定める「プライバシーポリシー」に準じます。
- (3) 会員は、お互いに社会人としてのモラルを遵守した行動をお取りください。万一、会員間にて苦情などが発覚し、悪質であると当会にて判断した場合、会員資格が消失する場合があります。
- (4) 当協会に関連する全ての帳票書類や会員データ、制作データ等の著作権、所有権は当協会に帰属しています。第三者への無断使用や情報漏洩、無断複写複製転記転載などは、すべて当協会への損害賠償の対象となります。
- (5) 会員が第三者に情報を漏洩したことにより、当協会に損害賠償責任が発生した場合、当協会は当事者 に対し重大な法律違反としてその損害の全てを会員に請求いたします。その場合、当事者はいかなる場合も請求を拒絶できませんのであらかじめご了承ください。（当協会の情報の取扱い規定は別紙参照のこと）

2. 会員の定義

当協会の会員には、「一般会員」「正会員」「賛助会員」「特別会員」があります。

- 一般会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 正会員：この法人のうち定款第1章第3条の目的を達するに値する知識を保持している個人及び団体
- 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- 特別会員：この法人の事業を賛助するために入会した専門知識・技術を有した個人及び団体

※JTDNA 定款第1章第3条

（目的）

第3条 この法人は、広く一般市民、消費者を対象に、様々な事故、特に商品欠陥事故（PL事故）に対しての事故予防策、及び事故発生後対策についての正しい知識習得の教育、指導、並びに消費者の事故予防が喚起される取扱説明書等の制作スキルを持つ個人、または団体に向け、独自の資格認定等を行う事業を行い、一般市民、消費者の安全に対する関心、及び周辺知識の向上、商品欠陥事故の予防に寄与することを主たる目的とし、その他中小零細企業のうち、IT化社会におけるデジタルデバイド（情報弱者）となっている層を対象にしたIT支援策の教育、指導等を行い、広く情報化社会の発展に貢献することとする。

3. 会員認定条件

- (1) 自立した社会人で、コンプライアンスやモラルリスクを理解し、自ら実践できる方(法人)であること。
 - (2) 当協会の事業主旨や事業内容を十分に理解し、かつ定款第1章第3条の目的を達するに値する知識を保持している個人及び団体であることを、当会にて認定されていること。（正会員として認定された方には、協会より認定IDを貸与します。）
- ※一般会員には特に認定条件はありません。（所定の入会申込書によりお申し込みください。）

※一般会員には当面の間、年会費等の費用は発生しません。

※正会員、賛助会員には認定後、年会費が発生します。所定の申込書にてお申し込み後、定められた会費を納入してください。（詳細は別紙参照）

※当協会に一旦納入された賛助金・年会費については、いかなる理由があっても返還いたしません。あらかじめご了承ください。

4. 退会および資格の喪失

当協会を退会する場合は、別途定める退会届けを理事長に提出してください。（書類は JTDNA 事務局にお問合せください。）なお、当会を退会された場合には、認定資格も同時に消失しますのでご留意ください。なお、会員が次の項目に該当する場合には、理事会決議をもって会員資格を消滅させることがあります。

- 当規約に違反し、関係各社（個人）に著しい不利益を生じさせたことが明らかになった場合。
- 当会の名誉を傷つけた場合。
- 当会の目的に反する行為を行った場合。

5. その他

(1) 当該規約は本日より当協会が通達する改廃通知日時まで有効とします。

(2) 当該規約は当会及び当協会関連会社・団体に不利益のない状態で運用いたします。

以上

平成 21 年 7 月 1 日